

青森県報

第四千三百七十二号

平成二十九年
十一月八日
(水曜日)

目次

告 示

- 喀痰吸引等業務の登録.....(高 齢 福 祉 保 険 課) 一
- 特定行為業務の登録.....(同) 一
- 道路の供用の開始.....(道 路 課) 二

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請.....(構 造 政 策 課) 二
- 都市計画の変更案の縦覧.....(都 市 計 画 課) 三
- 右 同.....(同) 三

監 査 委 員

○ 監査結果に対する措置の公表.....(事 務 局) 四

告 示

青森県告示第七百六十八号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百六十九号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同法第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	年月日録	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二五〇〇三四	平成 二九・〇・三四	倉石ハインズ株式会社	三戸郡大平町内大字五八六	訪問介護 白山台	八戸市北台五丁目一七	平成 二九・二・一	訪問介護
〇二五〇〇三五	〃	倉石ハインズ株式会社	三戸郡大平町内大字五八六	訪問介護 すずかけ	八戸市北台五丁目一七	〃	訪問介護
〇二五〇〇三六	〃	東北産業株式会社	三戸郡大平町内大字五八六	訪問介護 さんのへ	三戸郡大平町三丁目一六	〃	訪問介護
〇二五〇〇三七	〃	東北産業株式会社	三戸郡大平町内大字五八六	訪問介護 販売訪問 サービス	八戸市北台五丁目二七	〃	訪問介護

登録番号	年月日録	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二〇〇一九三	平成 二九・〇・二四	倉石ハインズ株式会社	三戸郡大平町内大字五八六	訪問介護 白山台	八戸市北台五丁目一七	平成 二九・二・一	訪問介護

公 告

路線名	国道二七九号
供用開始の区間	上北郡横浜町字吹越五四の七九五から 上北郡横浜町字吹越五四の四まで
供用開始日	平成二九・二・八

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十九年十一月八日

青森県告示第七百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年十二月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

〇二〇〇一 一五	〇二〇〇一 一五	〇二〇〇一 一五
〃	〃	〃
株式会社 東北産業	株式会社 東北産業	倉石ハ ネス株 式会社
三戸郡五 戸町大字 豊間内一 八六平五 の地蔵	三戸郡五 戸町大字 豊間内一 八六平五 の地蔵	三戸郡五 戸町大字 豊間内一 八六平五 の地蔵
訪問介 護	訪問介 護	訪問介 護
八戸市三 日町三 一六日三	三戸郡三 戸町大 一六日三	八戸市八 郎一八 目一八 リバー ビユー 号D1
〃	〃	〃
訪問介 護	訪問介 護	訪問介 護

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

平成二十九年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
弘前市大字青女子字有原四〇七	畑	五二

二 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
平成三〇年二月	五年	二六〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年十一月二十二日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、つがる都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおりつがる都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

つがる都市計画区域における道路に関する都市計画（一・五・一号つがる鱈ヶ沢線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

つがる市柏稲盛岡本、柏稲盛雲雀野、柏上古川八重崎、柏玉水岸田、柏広須野宮、柏広須照日、柏広須増田、柏広須宮井、柏広須房松、柏広須桜野、森田町上相野吉見、森田町下相野野田、森田町下相野吉田、木造宮崎、木造柴田茂野、木造柴田笠ノ前、木造柴田篠塚、木造菊川八橋、木造菊川平岡、木造福原栄川、木造福原幼羅木、木造下福原上唐丹、木造下福原花錦、木造三ツ館玉川、木造三ツ館喜晴、木造三ツ館富山、木造三ツ館信田、木造越水長田、木造越水稲村、木造

越水屏風山及び木造越水長谷川の各一部

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課及びつがる市建設部建築住宅課

四 縦覧期間

平成二十九年十一月九日から同月二十二日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、鱈ヶ沢都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり鱈ヶ沢都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

鱈ヶ沢都市計画区域における道路に関する都市計画（一・五・一号つがる鱈ヶ沢線ほか一路線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

西津軽郡鱈ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸の一部

2 追加される土地の区域

西津軽郡鱈ヶ沢町大字北浮田町字平野、字新沢、字外馬屋前田、字兼草、大字南浮田町字早田、字金沢街道ノ沢及び大字舞戸町字鳴戸の各一部

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課及び鱈ヶ沢町建設課

四 縦覧期間

平成二十九年十一月九日から同月二十二日まで

院	の解消に努めること。 と。	よる未収金の督促等を実施して お返し、今後も継続して未収金の 回収に努める。
スポーツ健康課	当年度は、98,626 518円の純利益を計 上したものの、累積 欠損金が514,641,195 円となつていているので、こ その解消に努めること。	運的な診療経 費や、訪問看護などによる診察 収入の節減、より一層の縮減に努 める。
文化財保護課	委託料において、 支払手続が遅延し ているものがある。	課員に反対し財務継続して週知 行にするとともに、事務職員に強 行に反対し、業務の縮減を図 った。
三八教育事務所	歳入において、調 定漏れがある。	未徴収分の歳入に一定額を、支 問として和解した。定額が調 めな定漏れが生じた。 底
青森県立青森聾学校	返納通知書の作成 が適正でないもの がある。	公印の管理方法を見直し、経 理に、事務担当を兼任し、適 も過ぎた、事務担当を兼任し、 また、事務担当を兼任し、適 正な財務状況を把握すること を目的として、事務担当を兼 任することとした。
青森県警察本部	収入未済の解消に 努めること。	放置違反金の自納付督促と 滞納処分による

委託料において、 設計金額がある。	設計金額を算定する際には、 最新の積算基準書の使用を図 る。
一時取扱金（契約 保証金）において、手 続が遅延しているものがある。	一時取扱金の一覧表を作成 し、取扱い状況を記録し、契 約の完了後速やかに還付す る。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭